



答申第1022号
令和4年8月3日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第7条第3項の規定に基づき、令和4年7月27日付け神戸市第2265号により質問がありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 事業の実施に伴う視覚障害者情報の収集について (条例第7条「収集の制限」について)

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、視覚障害者に点字による案内を行うため、障害者更生相談所が保有する視覚障害者情報を収集することは、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う視覚障害者情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」について)

別紙
答申 1022

◎は条例第7条第3項に該当

◎【視覚障害者に関する情報】

(ひとり親世帯分・ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

住基個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

○

○



答申第1023号
令和4年8月3日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年7月26日付け神行住第1068号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 事業の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について (条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1023

【住民基本台帳情報】

(ひとり親世帯分・ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

住基個人番号

漢字氏名

漢字氏名カナ

AL氏名

AL氏名カナ

通称名

通称名カナ

郵便番号

住所・方書

(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

住基個人番号

版数

世帯番号

住民種別 CD

住民状態 CD

漢字氏名

漢字氏名カナ

AL氏名

AL氏名カナ

通称名

通称名カナ

性別 CD

生年月日

住所・方書

郵便番号

世帯主氏名カナ

世帯主氏名

事実上の世帯主氏名

続柄 CD

住民年月日

本来の住民日

DV フラグ

DV申請年月日

DV決定年月日

DV 終了年月日

(

(

答申第1024号
令和4年8月3日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年7月27日付け神行税市第2423号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う課税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、行財政局税務部市民税課が保有する市民税情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う課税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1024

【課税情報】

(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

税個人情報

D B 区分

住基個人番号

扶養否認コード

扶養義務者宛名番号

税情報

D B 区分

住基個人番号

調定年度

区コード

整理番号

整理番号履歴

非免減コード

移譲後_差引額_市民税

移譲後_差引額_県民税

税住登外情報

D B 区分

住基個人番号

外登個人宛名番号

写

答申第1025号
令和4年8月3日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年7月28日付け神福保第1554号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う生活保護受給者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、福祉局保護課が保有する生活保護受給者情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う生活保護受給者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1025

【生活保護受給者情報】

(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

福祉個人番号

福祉履歴番号

D B 区分

住基個人番号

履歴番号

(写)

答申第1026号
令和4年8月3日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年7月27日付
け神福障第1902号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申しま
す。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う特別児童扶養手当情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、福祉局障害福祉課が保有する特別児童扶養手当受給者情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う特別児童扶養手当情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1026

【特別児童扶養手当受給者情報】
(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

○受給者に関する情報

行政区

受給者住基個人番号

受給者住登外フラグ

受給者漢字氏名

受給者カナ氏名

受給者郵便番号

受給者住所

受給者生年月日

抽出条件

証書番号

養育要件

廃止

○対象児童に関する情報

児童住基個人番号

児童住登外フラグ

児童漢字氏名

児童カナ氏名

児童郵便番号

児童住所

児童生年月日

児童同別居区分

○振込口座情報

金融機関コード

金融機関名称

金融機関支店コード

金融機関支店名称

口座種別

口座番号

口座名義人

答申第1027号

令和4年8月3日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年7月29日付け神福障更第294号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う視覚障害者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、福祉局障害者更生相談所が保有する視覚障害者に関する情報を利用することは、対象となる視覚障害者に点字による案内が可能となり、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う課税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1027

【視覚障害者に関する情報】

(ひとり親世帯分・ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

住記個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

O

O

答申第1028号
令和4年8月3日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年7月29日付け神戸家第2354号により諮詢のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う児童扶養手当及び児童手当情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、こども家庭局家庭支援課が保有する児童扶養手当及び児童手当受給者情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う児童扶養手当及び児童手当情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1028

【児童扶養手当受給者情報】

(ひとり親世帯分)

○受給者に関する情報

事業コード
証書番号
住基個人番号
履歴番号
福祉個人番号
福祉履歴番号
行政区
漢字氏名
カナ氏名
外字属性
生年月日
分室区分
郵便番号
住所・方書
処理ステータス
資格喪失日
他区転出日
有効開始年月
手当ランク
支給開始年月
支給終了年月
無効区分
年金受給_所得制限

○対象児童に関する情報

住基個人番号
履歴番号
福祉個人番号
福祉履歴番号
漢字氏名
カナ氏名
郵便番号
住所・方書
生年月日
対象開始年月

対象終了年月
無効・廃止区分
処理ステータス
同居区分

○支払実績情報

年月
無効区分
総児童数
金額

○振込口座情報

金融機関コード
金融機関名
支店コード
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人

【児童手当受給者情報】

(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

○受給者に関する情報

事業コード
認定番号
住基個人番号
履歴番号
福祉個人番号
福祉履歴番号
行政区
漢字氏名
カナ氏名
外字属性
生年月日
分室区分
郵便番号
住所・方書
処理ステータス
資格喪失日
他区転出日
支給開始年月
DV区分

○対象児童に関する情報

事業コード
住基個人番号
履歴番号
福祉個人番号
福祉履歴番号
漢字氏名
カナ氏名
郵便番号
住所・方書
生年月日
対象開始年月
対象終了年月
要件終了年月
処理ステータス
同居区分

○支払実績情報

事業コード
年月
無効区分
総児童数
金額

○振込口座情報

金融機関コード
金融機関名
支店コード
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人